

緊急集団下校体制

<PTA確認事項>

台風、地震、その他の緊急的な事態の発生に伴って、学校側が緊急に下校させると判断された場合、下記の3通りの方法で集団下校させる。

A 全員の保護者が学校へ 子どもを迎えに行きます

例 大きな地震、火災などひどい災害、凶悪犯対策等

B 町委員又は代理の方が学校へ迎えに行き担当の先生と協力して解散場所まで集団下校します。

解散場所まで全員の保護者が迎えに行きます。時間的に合わない場合は、途中で合流してください。保護者が迎えに行けない場合は帰宅後の子どもさんの対応について必ず町委員さんへ連絡してください。

例 登校後、暴風雨警報等が出た時等

C 担当の先生が付き添って解散場所まで集団下校

します。可能な保護者は集合場所まで迎えに行ってください。
(地域的に行われる場合もあります。)

例 不審者対策等

- ◎ 台風の進路は気象情報などで予測可能です。特に登校後に警報が発令されると予想される場合については、親子で十分話し合いをしておいてください。場合によっては給食がないこともあります。又家が留守になることも想定しておいてください。そして、連絡網がスムーズに回るように配慮してください。
- ◎ B、Cの場合でも、ご心配な方は、学校の方へ歩き出してください結構です。危険箇所などがある場合を除き、緊急下校ルートにて下校します。不明な点は町委員さんまでお尋ねください。
- ◎ 集合場所では保護者が、引率者にチェックを受けてからお帰りください。やむを得ず集合場所以外で引き取られる場合も必ず引率者にチェックを受けてください。

不在の場合など、ご近所同士でお互いに協力しあえる体制を日ごろから作っておくことも大切です。

※平成30年度危機管理マニュアルより

どの方法で下校するかは、『一斉メール配信』等により連絡します。未登録の方は、登録をお願いします。

保護者の皆様

大津市立長等小学校

校長 鈴木 靖彦

**「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」に係る
臨時休業等について**

児童の安全を確保するため、下記の通り、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」発表にともないます非常措置をとりますので、年間を通じてご承知おきください。

長等学区を含む警報発令時の地域名称は、『滋賀県』・『滋賀県南部』・『近江南部』・『大津市南部』です。

記

- 1 **午前7時**の時点において、テレビ・ラジオ放送などにより、「**大雨、洪水、大雪等に関する特別警報**」または「**暴風を含む警報**」（暴風警報、暴風雨警報、暴風雨洪水警報 等）の気象情報の報道がなされている時は、「臨時休校のテロップ」が流れていなくても**学校は臨時休業**となりますので、児童を自宅待機させてください。（メール配信はいたしません。）
- 2 **午前7時**の時点において、「**大雨、洪水、大雪等に関する特別警報**」または「**暴風を含む警報**」が発表されていない場合は、自動的に臨時休業となることはありません。

ただし、次の場合には、児童の安全確保を最優先し、臨時休業や始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ等の措置を取ることがあります。

(1) 午前7時において、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されていない場合でも、警報発令が予想される場合

(2) 発令されていた「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が、午前7時より前に解除となった場合でも、通学路などで児童の登校に危険が予想される場合

(通学路に危険箇所がある場合は、学校に連絡してください。)

(3) 児童の登校後、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」発表が必至と判断される場合や発表された場合

(4) 「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」以外の大雨・洪水・大雪等の警報が発表されており、児童の安全確保を最優先しなければならない場合

上記(1)(2)(3)(4)の場合は、本校独自の措置となりますので、『一斉メール配信』等により連絡します。未登録の方は、是非、登録をお願いします。

なお、急に臨時休業になった翌日については、学校から特別の連絡がない限り、時間割通りの学習準備で登校させてください。

3 上記以外でも、通学路に危険箇所がある場合、安全確保のため、登校を見合わせ、直ちに学校へ連絡ください。

<長等小学校 TEL 077-522-6669>